

ボランティアセンターたより

夏のボランティア体験プログラム

参加しませんか

今年の夏も、別掲のとおり体験プログラムを用意しました。

まだ、ボランティアをやったことのない方、是非この機会に体験してみませんか。プログラムは次のとおりです。



(障害者リハビリ陶芸教室手伝い)

昨年の体験
ボランティアから

はじめてのボランティア

事業名及び団体名	活動内容 (募集する年齢層)	活動先(会場)	活動期日・時間	募集人数	経費	備考 (持ち物、服装等)
特別養護老人ホーム 森林園	シーツ交換・散歩 (高校生以上)	〒355-0011 滑川町羽尾4738-2	7月～8月中旬の金 13:00～16:00	1日5名	なし	動きやすい服装 上履き
滑川珠美園	歩行訓練 入所者との交流 (中学生・高校生)	〒355-0011 滑川町羽尾4910-1	7月下旬8月下旬 9:00～12:00 13:00～16:00	1日5名	なし	上履き 動きやすい服装
保健センター	陶芸教室手伝い (高校生以上)	〒355-0011 滑川町羽尾4972-8	8月10日(月)	3名	なし	エプロン

あなたにもできる
収集ボランティア

お手元にまだつけていない年賀状や暑中見舞等の書きまちがい官製ハガキがありましたがご寄付下さい。
ひとり暮らし老人等にお出しするハガキに代えさせていただきます。
コミュニティセンター2階社協事務局内ボランティアセンターまでお願いいたしました。前回も多数の方にご協力いただきありがとうございました。
また、使用済テレホンカードもありました
深谷にある盲人施設 ひとみ園に送らせていただきます。

募集中 ガイドヘルパー

全盲の方の介助をやっていただくガイドヘルパーのボランティアを募集します。このボランティアは全盲の方が子供さんの健診、学校行事、買物等に行く際に本人の希望によりお手伝いをお願いします。現在、一人の方にお願いをしている状況で、利用者は増えているので、登録をいただき、ご協力をお願いします。また、ボランティアを行なう際は守秘義務を守り、本人から頼まれた事以外、プライバシーに関わる事は、あまり聞いたりしない事。ボランティアいただける方、よろしくお願ひします。

社協会員募集にご協力 ありがとうございました。

社協会員の募集にあたりましては、福祉委員さんをはじめ、役員の方々のご協力と町民の皆様のご理解により多数のご加入をいただきありがとうございました。ご協力いただいた会費は主に次のような事業に使われます。又、法人特別会員の推進については、九月に実施させていただく予定です。

一般の方で、まだご加入いただいている方も、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成9年度会員加入状況

大字名	会員数			金額 (単位:千円)	会員数 (単位:千円)
	一般	賛助	特別		
下福田	204	14	1	251	水房 66 2 - 72
上福田	142	8	1	171	月輪・都 450 18 5 529
山田	176	9	-	203	六軒 277 9 1 309
土塩	89	7	1	115	羽一 391 13 2 440
和泉	142	3	4	171	羽二 206 10 - 236
中尾	81	4	1	98	羽三 50 10 - 80
伊古	104	6	2	132	合計 2,378 113 18 2,807
					法人特別会費 20口 200

社会福祉協議会では、ねたきり老人及び重度心身障害者等介護する家庭において、公的制度対象外の介護用品器具を購入する場合、予算の範囲内で補助を行います。

◎対象となるものは

(1)入浴用品(入浴台、浴槽等)
(2)床まわり用品(体位変換マット・床ずれ予防品等)

(3)トイレ用品(トイレ用手すり・ポータブルトイレ等)
(4)歩行補助用品(歩行器・杖等)

購入に当たっては、ご家族の方が直接社会福祉協議会へお問い合わせ下さい。

○申請書は社会福祉協議会にあります。(印鑑と領収書が必要)

○補助金は銀行振込で行います。

介護者手当支給事業

社会福祉協議会では、地域における世代間の交流と地域福祉の増進を図るために、地域ふれあい事業を推進しております。これは、最近、希薄になりがちな地域の連帯感や相互扶助の精神を養っていただくため、各地域において実施していただけます。

社会福祉協議会では、地域における世代間の交流と地域福祉の増進を図るために、地域ふれあい事業を推進しております。これは、最近、希薄になりがちな地域の連帯感や相互扶助の精神を養っていただくため、各地域において実施していただけます。

会員の家庭で身体上又は精神上の障害のため日常生活に著しい支障のある老人及び障害者を介護している者に支給する事業です。

会員の家庭で身体上又は精神上の障害のため日常生活に著しい支障のある老人及び障害者を介護している者に支給する事業です。

申請

町の社会福祉協議会に申請用紙がありますので、該当する方は、申請の手続きをお願いします。

申請に基づき調査の上、追つて通知します。

手当は月額三、〇〇〇円で支給月は九月・三月です。

低額舗装具補助事業